

## 教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p><b>4-4 高等学校教諭の教職課程の場合</b>  (1) ~ (4) (略)</p> <p>(5)  ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」  4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。  <u>ただし、※の専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。</u></p> <p><b>4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合</b>  (1) (略)</p> <p>(2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、<u>第2欄の特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならず、当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。</u></p> <p>(3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、<u>第3欄の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。</u>  <u>なお、当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」には、言</u></p>	<p><b>4-4 高等学校教諭の教職課程の場合</b>  (1) ~ (4) (略)</p> <p>(5)  ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」  4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。</p> <p><b>4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合</b>  (1) (略)</p> <p>(2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならず、当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。</p> <p>(3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（<u>当該領域には、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含む。</u>）については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。</p>

語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含むものとする。

(4) (略)

#### **4-6 養護教諭の教職課程の場合**

(1) ~ (2) (略)

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3 (5) ii) の表に定めるとおりとする。

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人以上
- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において1人以上

#### **4-7 栄養教諭の教職課程の場合**

(1) ~ (2) (略)

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4-6 (3) ii)に定めるとおりとする。

#### **4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例**

(1) (略)

(4) (略)

#### **4-6 養護教諭の教職課程の場合**

(1) ~ (2) (略)

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。

#### **4-7 栄養教諭の教職課程の場合**

(1) ~ (2) (略)

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4-3 (5) ii)に定めるとおりとする。

#### **4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例**

(1) (略)

(2)

ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 総合的な学習の時間の指導法（高等学校教諭においては総合的な探究の時間の指導法。養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間に係る部分に限る。）

② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）

③ 生徒指導の理論及び方法

iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

### **1.3 その他**

(1) 本基準は、令和6年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

(2)

ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の総合的な学習の時間に係る部分に限る。）

② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）

③ 生徒指導の理論及び方法

iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

### **1.3 その他**

(1) 本基準は、令和4年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、3(3)については、令和3年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

(2) ~ (3) (略)

教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p><b><u>2 教育課程関係</u></b></p> <p>(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。</p> <p>① 教職課程コアカリキュラム （令和3年8月4日 教員養成部会決定）</p> <p>② 外国語（英語）コアカリキュラム （文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書）</p> <p>③ <u>特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム</u> <u>（令和4年〇月〇日 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）</u></p>	<p><b><u>2 教育課程関係</u></b></p> <p>(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。</p> <p>① 教職課程コアカリキュラム （令和3年8月4日 教員養成部会決定）</p> <p>② 外国語（英語）コアカリキュラム （文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書）</p>

特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方（課程認定委員会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p><b>担当教員の業績及び実績の考え方</b></p> <p><b>1. 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」について</b></p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>教員の業績には、教育職員免許法施行規則に規定された五つの特別支援教育領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者）を包含するような業績（五つの領域それぞれの専門業績を網羅する必要はなく、特別支援教育に係る概論的な業績であれば良い。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした研究業績である必要がある。）があれば、担当「可」とする。</u></p> <p>(2) <u>医療・福祉関係のみの業績は、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の1人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。</u></p>	<p><b>「特別支援教育の基礎理論に関する科目」について</b></p> <p><b>1. 教育課程（シラバス）の考え方</b></p> <p>(1) <u>特別支援教育に係る、【心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念】、【教育に関する歴史及び思想】、【心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項】に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれている必要がある。</u></p> <p>(2) <u>授業計画の中に「自立活動」を概観する内容を含めることが必要である。</u></p> <p><b>2. 担当教員の業績及び実績の考え方</b></p> <p>(1) <u>教育職員免許法施行規則に規定された五つの特別支援教育領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者）を包含するような業績（五つの領域それぞれの専門業績を網羅する必要はなく、特別支援教育に係る概論的な業績であれば良い。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした研究業績である必要がある。）があれば、担当「可」とする。</u></p> <p>(2) <u>医療・福祉関係のみの業績は、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の1人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。</u></p>

**2. 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」について**

(削除)

- (1) 教員は担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である（重度・重複障害のみの業績では原則として認められない）。
- (2) 一人の教員が生理と病理を担当する場合には、生理又は病理に関するいずれかの業績があれば、担当「可」とする。
- (3) 一人の教員が心理、生理、病理全てを担当する場合には、心理に加え、生理又は病理の業績があれば、担当「可」とする。

**3. 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」について**

(削除)

- (1) 教員は担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である（重度・重複障害のみの業績では原則として認められない）。
- (2) 自立活動の業績のみを有する教員は、「自立活動」の内容のみ担当

**「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」について**

**1. 教育課程（シラバス）の考え方**

- (1) 各特別支援教育領域について、心理、生理、病理それぞれの内容を含んだ授業計画を構成していることが必要である（障害特性に応じて心理、生理、病理の重点が異なることはかまわないが、教員養成の基礎的な学修を行う必修科目については、特定の内容に偏ることは適切ではない）。

**2. 担当教員の業績及び実績の考え方**

- (1) 担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である（重度・重複障害のみの業績では原則として認められない）。
- (2) 一人の教員が生理と病理を担当する場合には、生理又は病理に関するいずれかの業績があれば、担当「可」とする。
- (3) 一人の教員が心理、生理、病理全てを担当する場合には、心理に加え、生理又は病理の業績があれば、担当「可」とする。

**「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」について**

**1. 教育課程（シラバス）の考え方**

- (1) 授業計画の中に「自立活動」の内容を含めることが必要である。

**2. 担当教員の業績及び実績の考え方**

- (1) 担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である（重度・重複障害のみの業績では原則として認められない）。
- (2) 自立活動の業績のみを有する教員は、「自立活動」の内容のみ担当

することができる。「教育課程」及び他の「指導法」の内容については、教育課程及び指導法についての業績を有する教員が担当し、複数又はオムニバスとすることが必要である。

#### 4. 「心理、生理、病理」と「教育課程及び指導法」を合わせた科目」について

(削除)

- (1) 教員の業績は、心理、生理、病理及び教育課程、指導法全てを網羅する必要はなく、当該領域に関する業績が確認できれば担当「可」とする。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした業績である必要がある。

なお、授業内容に明らかな偏り（指導法が大半を占めているなど）がある場合は、いずれかの区分の科目として開設することが適切であり、その場合、担当教員は当該区分の内容に対応した業績が必要である。

(削除)

することができる。「教育課程」及び他の「指導法」の内容については、教育課程及び指導法についての業績を有する教員が担当し、複数又はオムニバスとすることが必要である。

#### 「心理、生理、病理」と「教育課程及び指導法」を合わせた科目」について

##### 1. 教育課程（シラバス）の考え方

- (1) 当該特別支援教育領域に係る全般的な概論の科目として構成されている必要がある。「心理、生理、病理」又は「教育課程及び指導法」のいずれかに偏った内容である場合は、いずれかの区分の科目として開設することが適切である。

##### 2. 担当教員の業績及び実績の考え方

- (1) 心理、生理、病理及び教育課程、指導法全ての業績を網羅する必要はなく、当該領域に関する業績が確認できれば担当「可」とする。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした業績である必要がある。

なお、授業内容に明らかな偏り（指導法が大半を占めているなど）がある場合は、いずれかの区分の科目として開設することが適切であり、その場合、担当教員は当該区分の内容に対応した業績が必要である。

#### 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」について

##### 1. 幼稚園教諭免許状を基礎とする特別支援学校教諭免許状（知的障害、肢体不自由、病弱者領域）の申請に対する考え方

- (1) 実習校の部と基礎となる免許状の学校種が一致するとともに、実習校が教育を行う障害種と、認定を受けようとする特別支援教育領域が一致することが望ましい。このため、実習校の部が幼稚部で基礎となる免許状の学校種（幼稚園）と一致している場合においても、申請を行わな

	<p>い特別支援教育領域（視覚障害者又は聴覚障害者領域）の教育実習を前提とした教育課程の編成は認められない。</p> <p>(2) 知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対する教育を行う特別支援学校（幼稚部）は、全国的に極めて数が限られていることから、隣接する小学部（認定を受けようとする特別支援教育領域と一致する障害種の児童に対する教育を行う特別支援学校に限る）での教育実習を「可」とする。ただし、その場合においても、教育職員免許法施行規則に規定された実習に加えて、特別支援学校（幼稚部）（どの障害種でも可）において観察実習等の学修を必ず行う教育課程とする必要がある。</p>
--	---